

1. 趣旨

ジュニアスポーツの普及・振興並びに競技力向上を図り、世界に羽ばたく次世代の人材を育成することを目的といたします。

2. 2024年度の助成対象

- (1) ジュニアスポーツ競技者で、J S C (独立行政法人日本スポーツ振興センター) からの助成を受けていない選手
- (2) ジュニアスポーツの指導者の育成を行う団体及びジュニアスポーツの普及を目的とした大会運営に関わる団体

3. 当財団におけるジュニアスポーツの定義

- (1) 競技種目 スキー、スノーボード、スポーツクライミング、セーリング、競泳、硬式テニス、ゴルフ、ラグビーまたはタグラグビー ※ラグビーまたはタグラグビーは団体申請のみ可
- (2) 対象年齢 個人：助成対象年度末(2025年3月末時点)で、12歳以上18歳以下
団体：助成対象年度末(2025年3月末時点)で、18歳以下の競技者を対象とした活動を行う団体

4. 団体の定義

- (1) ジュニアスポーツの振興及び次世代育成を目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、およびスポーツ競技団体(非営利型法人・団体に限る)
- (2) 上記以外の団体であって、以下の要件を備える団体(特定非営利活動法人等)
 - ア. 定款に類する規約等を有していること
 - イ. 団体の意志を決定し執行する組織が確立されていること
 - ウ. 自ら経理し監査する等会計組織を有していること
 - エ. 団体活動の本拠として事務所を有していること

5. 審査と結果通知

当財団の選考委員会で審査のうえ、理事会の承認により決定いたします。
結果については、可否に関わらず申請者にメールにて通知を行います。

6. 助成金の辞退

交付の決定を受けたものは、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできません。

7. 助成金の決定の取消、中止、および返還

助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めます。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でない判断したとき

8. 助成金の経理

助成金を受けた個人あるいは団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。

9. その他

- (1) 助成対象に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページ等で個人名、団体名、事業名、写真等をあらかじめ同意を得たうえで公表する場合があります。
- (2) 申請書類上の個人情報には助成金審査及び審査結果の連絡、助成対象期間中の事務連絡、財団主催行事案内のために使用し、その他の目的に使用されることはありません。
- (3) 申請に際し、ホームページに掲載の「よくあるご質問」もご参照ください。

①ジュニアスポーツ競技者への活動助成

将来を有望視されるジュニア選手に対して、更なる成長のための活動資金として助成金を給付します。

目的	オリンピック及び世界大会でのメダリスト育成
対象者	ジュニアスポーツ競技者（個人）を対象とします。
助成条件	<p>助成期間において、以下の項目を満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 助成対象年度末（2025年3月末時点）で、12歳以上18歳以下 ■ JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）から助成を受けていないこと ■ 所属する団体の推薦を受けていること ■ プロ契約選手（競技を通して金銭を授受している方）は対象外 ■ 日本国籍を有する者、または日本への永住が許可されている者であること（競技活動の拠点地は問わない） ■ 連続4回助成された方は対象外（左記の方は、その翌年および翌々年の2年間はご応募をお控えください。2024年度助成事業より助成回数制限を設けています。）
対象となる経費	<p>原則として、競技の能力を向上させるために必要な全ての活動にかかる費用が対象となります。主に、大会遠征費、旅費・宿泊費、帯同コーチ・トレーナー1名分の派遣費用、競技用具・備品購入費、施設利用料等です。※対象外経費はP.5で例示します。</p>
助成対象期間	2024年4月1日～2025年3月31日
選考基準（一例）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出願理由が明確であり、将来性が期待されること ■ 全国や地域規模の大会で優秀な成績を収めていること

交付金額	助成金額は、1人当たり50万円を上限とします。
申請手続 (提出書類)	HP専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/ から必要事項を登録ください。以下の書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出してください。 (1) 身上書 (2) 所属団体推薦書 ・推薦書に記載する推薦者は、親族以外の方にお願ひください。難しい場合は、申請前に事務局までご相談ください。 ※必須書類に不足や不備があった場合、申請が無効となりますのでご注意ください。
申請受付期間	2023年11月1日～2023年12月10日
交付決定	2024年3月8日(予定) 当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象者(以下対象者とする。)を選考承認した後、対象者に対し、助成金交付請求書をメールします。対象者から助成金交付請求書を指定期日までに返信いただき、受給の意思を最終確認した上で助成金支給者が確定いたします。
完了時提出書類	受給者は、助成期間終了後2ヵ月以内(2025年5月末日)に、以下の書類・情報等を当財団専用ページ(URL後日配信)に登録・報告してください。 ■ 助成活動完了報告書(指定書式) ■ 助成金額を充当した全ての経費の領収書コピー (ただし、領収書を受領できないものは、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には、本人・保護者・帯同コーチ・トレーナー・介助者等使用者名を記載したものを取得すること。) ■ 助成者本人が写っている活動時の写真

②ジュニアスポーツ競技団体への助成

スポーツのジュニアへの普及・振興及び競技力向上を目的とした大会運営や指導者の育成活動を行う団体に対して、活動資金として助成金を給付します。

目的	・ジュニアスポーツの普及・振興及び競技力向上を目的とした大会運営並びに選手育成に関わる助成 ・オリンピック及び世界大会でのメダリスト育成のための指導者育成活動への助成
対象者	助成対象年度末時点で18歳以下の競技者を対象とした活動を行う団体 (1団体1申請)
対象となる事業費	原則として、助成の対象となる活動に必要な全ての経費が対象となります。主に、大会運営に関わる人件費、関連製作費、用具・備品購入費、派遣費、講習会費等です。※対象外経費はP.5で例示します。
助成対象期間	2024年4月1日～2025年3月31日
選考基準(一例)	■ 当該助成の趣旨及び目的の達成が見込まれること ■ ジュニアスポーツの普及・振興並びに競技力向上に寄与すること ■ 世界に羽ばたく次世代の人材を育成することに寄与すること

交付金額	助成金額は、1 団体当たり 200 万円を上限とします。
申請手続 (提出書類)	HP 専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/ から必要事項を登録ください。以下の書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出してください。 (1) 収支計画書 (2) 履歴事項全部証明書の写しまたは定款・規約 (3) 申請団体の前年度決算報告書 ※新規設立の場合は、事業計画書 ※参考資料・パンフレットの添付は可能 (任意) 各自で A4:5 ページ程度にまとめてください。 ※必須書類に不足や不備があった場合、申請が無効となりますので ご注意ください。
申請受付期間	2023 年 11 月 1 日～2023 年 12 月 10 日
交付決定	2024 年 3 月 8 日 (予定) 当財団の選考委員会及び理事会にて助成金交付対象団体 (以下対象団体とする。) を選考承認した後、対象団体に対し、助成金交付請求書をメールします。対象団体から助成金交付請求書を指定期日までに返信いただき、受給の意思を最終確認した上で助成金支給団体が確定いたします。
完了時提出書類	受給団体は、助成期間終了後 2 ヶ月以内 (2025 年 5 月末日) に、以下の書類・情報等を当財団専用ページ (URL 後日配信) に登録・報告してください。 ■ 助成活動完了報告書 (指定書式) ■ 助成金額を充当した全ての経費の見積書、請求書、領収書コピー (ただし、領収書を受領できないものは、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には、団体名もしくは団体職員名を記載したものを取得すること。) ■ 大会開催要項・プログラム・ポスター等の制作物 ■ 開催時の写真 ■ 参加者名簿 ■ その他活動状況を示す書類 (任意)

① ジュニアスポーツ競技者への活動助成について (個人)

- ・ 飲食などの生活費。
ただし、宿泊費とセットになっている食事代に関しては計上可能とする。
- ・ プロテイン・サプリメント費用
- ・ 競技と直接関係のない用具、機械の購入費（トレーニング用のマシン等）
- ・ その他、社会通念上助成金の使途として相応しくないもの
- ・ 振込手数料、代引手数料

② ジュニアスポーツ競技団体への助成について (団体)

- ・ 協賛金的な性格を有するもの
- ・ 飲食などの生活費。
ただし、大会運営スタッフ等に対する飲料・弁当代、および宿泊費とセットになっている食事代に関しては計上可能とします。
- ・ 申請競技団体が主催する大会において、出場する選手の交通費（但し、運営スタッフ分は除く）
- ・ その他、社会通念上助成金の使途として相応しくないもの
- ・ 振込手数料、代引手数料

【問合わせ先】

公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団事務局

TEL 03-3481-7211

電話受付時間：平日 9時30分～16時30分（土日祝日休み）

HP <https://www.goldwin-zaidan.or.jp/>

トップページ右上にあります「問い合わせ」フォームから質問内容をご入力・送信ください。